

令和7年度岩手県強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)開催要項

1 目的

強度行動障害を有する方は、自傷や他害行為など危険を伴う行動を頻回に示すことを特徴としており、事業所の受入れが困難である場合や、受け入れ後の利用者に対する虐待につながる可能性も懸念されている。一方で、適切な支援を行うことにより危険を伴う行動が減少するなどの支援の有効性も報告されていることから、本研修は日常生活に困難が生じている強度行動障害を有する方に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする。

2 実施主体

岩手県(但し、一般社団法人岩手県社会福祉士会に委託し実施する。)

3 開催日

令和7年9月 11 日(木)～9月 12 日(金)

4 会 場

ふれあいランド岩手・ふれあいホール(岩手県盛岡市三本柳8-1-3)

5 受講対象者

障がい福祉サービス事業所等において、知的障がい、精神障がいのある児・者を支援対象にした業務に従事している者、今後従事する者、若しくは障がい福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者又は障がい福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等。

(他県に所在する事業所等は受講の対象外となります。)

なお、申込みは1事業所1名までとします。

6 受講定員

50名

7 受講料

5,000円

8 申込方法

(1) 以下の URL・QR コードから、申してください。

<https://forms.gle/iEeph5wEH4TUwAAZ9>



※郵送、メール、ファクシミリでの受付は出来ません。

(2) 申込期限

令和7年8月 15 日(金)

(3) 事務局及び問合せ先

一般社団法人岩手県社会福祉士会 事務局 (担当:伊藤)

住所:〒020-0816 盛岡市中野 2 丁目 16-1 電話:019-613-5505

9 受講決定

- ・ 申込者数が定員以内の場合は、全員受講者とします。定員を超えて申込があった際は、選考により受講者を決定します。
- ・ 受講の決定は、郵送で通知します。
- ・ 令和7年8月 29 日(金)を過ぎても受講決定通知書が届かない際は、事務局まで連絡下さい。

10 旅費・滞在費等

受講者側の負担とします。昼食等は各自で準備下さい。

11 修了証書の交付

本研修は、「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について(運営要領)」(平成 29 年8月 3 日 障発 0803 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づき実施するものです。全日程修了者には、最終日に「修了証書」を交付します。

12 加算の取扱いについて

以下のように、本研修受講を要件とする加算があります。詳細については、厚生労働省令・告示・通知等をご覧ください。

- ・ 重度障害者支援加算(短期入所、共同生活援助、行動援護)
- ・ 重度障害者支援加算(Ⅱ)(施設入所支援)

13 研修内容

別紙プログラムを参照。

※プログラムの講義内容等に変更が生じる場合があります。

14 その他

受講申込書に記載された個人情報については、名簿や修了証書の作成等、今回の研修に関する目的での使用とし、それ以外の目的で使用しません。